

子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準の検討について

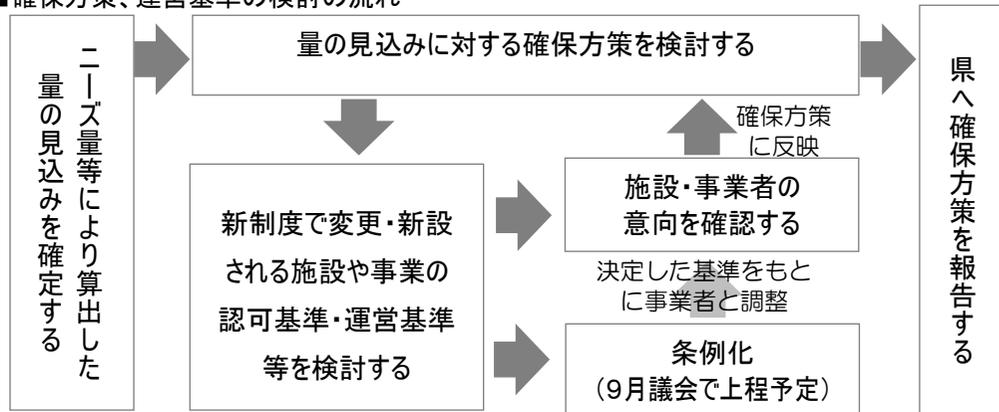
1. 条例制定の目的

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るための子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では、改正された児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等をみたしていることを確認して、子どものための教育・保育給付を行うこととなっています。施設や事業の設備及び運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準です。

このための施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める条例を制定するものです。

■確保方策、運営基準の検討の流れ



2. 条例のなかに反映する国の基準について

新制度に関して国が定める基準については、国の子ども・子育て会議、基準検討部会等の検討を経て、平成 26 年 4 月 30 日付で公布されています。

市町村は、国が定めた「従うべき基準」または「参酌すべき基準」という基準を基に、地域の実情に応じ定めることとなっています。

■「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準。 当該基準に従う範囲での地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。 条例の制定にあたっては、参酌すべき基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

3. 清須市で定める基準について

■新制度に伴い市町村で「認可」「確認」が必要となる施設

施設・事業		認可		確認		設備・運営 基準条例 (認可基準)	運営基準条例 (確認基準)	設備運営 基準条例
		根拠法	所管	根拠法	所管			
教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	愛知県	子ども・子 育て支援法	清須市	○	
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分：学校教育法	愛知県				
			保育所部分：児童福祉法	愛知県				
	幼稚園		学校教育法	愛知県				
	保育所		児童福祉法	愛知県				○
地域型 保育事業	小規模保育		児童福祉法	清須市		○		
	家庭的保育		児童福祉法	清須市				
	居宅訪問型保育		児童福祉法	清須市				
	事業所内保育		児童福祉法	清須市				
放課後児童健全育成事業		—	—	—	—		○	

■給付対象となるための「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業所は、児童福祉法等による認可と、子ども・子育て支援法による確認を受ける必要があります。

※「認可」: 目的に合致した基準を満たしているか 「確認」: 給付による財政支援を受けるための運営がされているか

教育・保育施設、地域型保育事業者が、市から給付対象として「確認」を受けた場合、「特定教育・保育施設及び特定地域型事業」といったように、「特定」がつくことになります。

以上を踏まえ、清須市で定める基準は次のとおりです。

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく市町村の認可事業として位置付けられることになりました（改正児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項）。

これに伴い、地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を定めることとなります。（下記は地域型保育事業の内容）

家庭的保育事業…市町村が認定した家庭的保育者の居宅等で保育を行う事業で、認可定員は 1 人～5 人まで。

小規模保育事業…保育施設で保育を行う事業で、認可定員は 6 人～19 人まで。A 型、B 型、C 型の 3 類型があります。

居宅訪問型保育事業…乳幼児の居宅において、市町村が認定した家庭的保育者が保育を行う事業です。1：1 が基本です。

事業所内保育事業…事業所等で保育を行う事業です。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(確認基準)

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされています。（表：教育・保育施設および地域型保育事業の実施主体 参照）これらの特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者は、市町村が定める運営の基準を遵守しなければならないこととされています。

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準

児童福祉法第 6 条の 3 に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童館や児童センターなどを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

これまでは設備及び運営に特段の定めはありませんでしたが、子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準について国が省令で基準を定め、市町村が条例を制定することになります（改正児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項）。

(4) 支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みになります。

保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」保護者の就労、疾病など、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の 2 区分。保育必要量) について、国が基準を設定し、市町村が条例等を制定することになります。（子ども・子育て支援法第 20 条 3 項）